

仕 様 書

令和2年度自動車用燃料（揮発油）継続的供給契約の仕様は、下記のとおりとする。

記

1 調達物品

自動車用揮発油（レギュラーガソリン）

（品質はJ I S 2号規格を満たすものとする。）

2 契約期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 予定数量

自動車用揮発油 3,900リットル

なお、予定数量は、飽くまでも見込数量であり、購入数量を約束するものではない。

4 納入場所

納入場所は、別表に掲げる佐賀地方法務局管内の本局、各支局及び出張所の所在地(以下「所在地」という。)を中心とする半径5キロメートル以内の地域に同一価格で給油することのできる直営の給油所又は特約店等の販売店(以下「給油所」という。)があること。

5 給油券又は給油カード

給油券又は給油カードは、別表に掲げる車両又はレンタカーに車両登録番号等を記載又は登録することができるものとする。ただし、給油カードについては、入会金及び年会費無料、かつクレジット機能を有しないものに限るものとし、給油カード発行に係る諸経費は納入者が負担するものとする。

なお、給油券又は給油カードについては、納入者決定後に別表に掲げる台数分を納品するものとする。

6 給油方法

給油方法は、上記4に規定する給油所において、別表に掲げる車両又はレンタカーに対し、当局職員が上記5に規定する給油券又は給油カードを提示した上、上記1に規定する調達物品を給油すること。

なお、給油が完了した際、上記4に規定する給油所の販売員は、納品書を手交すること。

7 契約方法

(1) 契約は、1リットル当たりの単価契約とする。

(2) 上記4の給油所において、上記5の給油券又は給油カードにより、同一単価で給油が可能であること。また、直営店以外における給油に係る手数料

料等，調達物品の引渡し完了までの費用は，納入者の負担とする。

8 契約単価の変更

揮発油は，経済情勢による価格変動が予測されることから，毎月末日までに翌月分の単価を甲及び乙が協議の上，契約書第3条に定める契約単価を変更することができる。ただし，令和2年4月分については，変更することができない。

変更する契約単価は，契約締結時の契約単価（契約締結後に契約単価の変更があった場合には，変更後の契約単価）と，経済産業省資源エネルギー庁による給油所小売価格調査において毎月第3水曜日（第3水曜日が祝日等により公表する曜日が前後する場合は，その代わりに公表される日とし，公表する曜日が変更になり水曜日ではなくなった場合は変更後の曜日とする。）に公表される佐賀県内のレギュラーガソリン1リットル当たりの店頭現金価格に消費税及び地方消費税額を抜いた価格差の範囲内とする。

なお，協議をする場合は，毎月末日までに相手方に書面（価格変動の参考資料を添付）をもって申し出なければならない。

また，上記によりがたい特別の事情がある場合は，別に協議を行うものとする。

9 代金の請求方法

納入者は，各給油所の毎月分の請求書を取りまとめ，車両ごとの給油日，給油数量を記した請求明細書（内訳書）を添付し，一括して翌月に請求するものとする。

番号	対象官署	車両番号	予定数量 (リットル)
1	佐賀地方法務局本局 佐賀市城内2丁目10番20号	佐賀500 ま 1703	2,350
2		佐賀400 た 683	
3		佐賀400 せ 8695	
4		佐賀400 そ 9388	
5		佐賀400 た 4661	
6		レンタカー	
7	佐賀地方法務局武雄支局 武雄市武雄町大字昭和832番地	佐賀400 そ 9237	510
8	佐賀地方法務局伊万里支局 伊万里市立花町1542番地14	佐賀400 た 1143	430
9	佐賀地方法務局唐津支局 唐津市千代田町2109番地63	佐賀400 た 1516	340
10	佐賀地方法務局鳥栖出張所 鳥栖市秋葉町3丁目26番地1	佐賀400 せ 8696	270
合計			3,900